

平成30年度第2回鴨川市立国保病院運営協議会 次第

平成30年5月29日（火）

午後3時から

吉尾公民館 2階講堂

1 開 会

2 議 事

（1）鴨川市立国保病院の経営形態の見直しについて

（2）平成30年度鴨川市病院事業会計補正予算（第1号）

（3）その他

3 その他

4 閉 会

鴨川市立国保病院運営協議会委員

任期（２年）

平成２９年 ４月 １日 から

平成３１年 ３月３１日 まで

区 分	氏 名	住 所	備 考
市議会 議 員	佐久間 章	■■■■■■■■■■	会長
	渡 邊 仁	■■■■■■■■■■	副会長
	川 崎 浩 之	■■■■■■■■■■	
医師会員	金 井 輝	■■■■■■■■■■	
	黒 野 隆	■■■■■■■■■■	
識見を 有する者	滝 口 巖	■■■■■■■■■■	
	高 梨 利 夫	■■■■■■■■■■	
	佐 藤 伴 夫	■■■■■■■■■■	
	永 井 光 子	■■■■■■■■■■	

(2) 現状(新公立病院改革ガイドラインにおける経営形態の見直し)

資料1

① 経営形態の類型整理について

新公立病院改革プランにおいては、民間的経営手法の導入等の観点から行おうとする経営形態の見直しについて、新経営形態への移行計画の概要を記載することとされている。見直しに関し、新ガイドラインに掲げられている選択肢は以下のとおり。

(1) 地方公営企業法の全部適用 (2) 指定管理者制度の導入 (3) 地方独立行政法人化(非公務員型) (4) 民間譲渡 (5) 事業形態の見直し

形態	定義	効果	留意点
(1) 地方公営企業法の全部適用	地方公営企業法第2条第3項の規定により、病院事業に対し、財務規定等のみならず、同法の規定の全部を適用するもの。	事業管理者に対し、人事・予算等に係る権限が付与され、より自律的な経営が可能となることが期待される。	地方公営企業法の全部適用については、比較的取り組みやすい反面、経営の自由度拡大の範囲は、地方独立行政法人化に比べて限定的であり、また、制度運用上、事業管理者の実質的な権限と責任の明確化を図らなければ、民間的経営手法の導入が不徹底に終わる可能性がある。 同法の全部適用によって所期の効果が達成されない場合には、地方独立行政法人化など、更なる経営形態の見直しに向け直ちに取り組むことが適当。
(2) 指定管理者制度の導入	地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、公の施設の管理を行わせる制度。	民間の医療法人等(日本赤十字社等の公的医療機関、大学病院、社会医療法人等を含む。)を指定管理者として指定することで、民間的な経営手法の導入が期待されるもの。	本制度の導入が所期の効果を上げるためには、①適切な指定管理者の選定に特に配慮すること、②提供されるべき医療の内容、委託料の水準等、指定管理者に係わる諸条件について事前に十分に協議し相互に確認しておくこと、③病院施設の適正な管理が確保されるよう、地方公共団体においても事業報告書の徴取、実地の調査等を通じて、管理の実態を把握し、必要な指示を行うこと等が求められる。
(3) 地方独立行政法人化(非公務員型)	地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人を設立し、経営を譲渡するもの。	地方公共団体と別の法人格を有する経営主体に経営が委ねられることにより、地方公共団体が直営で事業を実施する場合に比べ、例えば予算・財務・契約、職員定数・人事などの面でより自律的・弾力的な経営が可能となり、権限と責任の明確化に資することが期待される。	設立団体からの職員派遣は段階的に縮減を図る等、実質的な自律性の確保に配慮することが適当。 また、これまで実際に地方独立行政法人化した病院において、人事面・財務面での自律性が向上し、経営上の効果を上げているケースが多いことにも留意すべき。 なお、現在一部事務組合方式により設置されている病院で、構成団体間の意見集約と事業体としての意思決定の迅速・的確性の確保に課題を有している場合にも、地方独立行政法人方式への移行について積極的に検討すべき。
(4) 民間譲渡	地域の医療事情から見て公立病院を民間の医療法人等に譲渡し、その経営に委ねることが望ましい地域にあっては、これを検討の対象とすべき。 公立病院が担っている医療は採算確保に困難性を伴うものを含むのが一般的であり、こうした医療の提供が引き続き必要な場合には、民間譲渡に当たり相当期間の医療提供の継続を求めるなど、地域医療の確保の面から譲渡条件等について譲渡先との十分な協議が必要である。		
(5) 事業形態の見直し	地域医療構想においては、構想区域における医療需要や病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量が示されることになる。これに加え、介護・福祉サービスの需要動向を十分検証することにより、必要な場合、診療所、老人保健施設など病院事業からの転換を図ることも含め事業形態自体も幅広く見直しの対象とすべきである。		

地方独立行政法人化した病院の状況

◎ 地方独立行政法人化した病院の推移

	～H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
病院数 (全88病院)	8	3	10	21	13	7	3	14	1	8

※統廃合した病院は地方独立行政法人化年度の病院数から除く。

◎ 地方独立行政法人化した病院の病床規模別病院数

	100床未満	100床以上 200床未満	200床以上 300床未満	300床以上 400床未満	400床以上 500床未満	500床以上
病院数 (全88病院)	6 (6.8%)	14 (15.9%)	18 (20.5%)	16 (18.2%)	14 (15.9%)	20 (22.7%)

※病床数は平成28年度の許可病床数

◎ H21～28年度に地方独立行政法人化した病院の経営状況（H20→H28）

医業収支比率 の変化	△20%以上	△15%～ △20%	△15%～ △10%	△10%～ △5%	△5%～0%	0%～5%	5%～10%	10%～15%	15%～20%	20%以上
病院数 (全68病院)	1 (1.5%)	2 (2.9%)	1 (1.5%)	7 (10.3%)	8 (11.8%)	25 (36.8%)	15 (22.0%)	6 (8.8%)	2 (2.9%)	1 (1.5%)

※平成21年度から28年度までの間に地方独立行政法人化した病院のうち、公立病院以外から地方独立行政法人化したためデータがない9病院を除く。

第1条 平成30年度鴨川市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度鴨川市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	事業収益	857,547 千円	16,000 千円	873,547 千円
第1項	医業収益	829,984 千円	16,000 千円	845,984 千円
		支	出	
第1款	事業費	857,547 千円	16,000 千円	873,547 千円
第1項	医業費用	837,619 千円	16,000 千円	853,619 千円

第3条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,837千円は、過年度分損益勘定留保資金 12,779千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,058千円で補填するものとする。）」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	資本的収入	10,088 千円	99,605 千円	109,693 千円
第1項	企業債	8,000 千円	99,605 千円	107,605 千円
		支	出	
第1款	資本的支出	20,857 千円	110,673 千円	131,530 千円
第1項	建設改良費	11,612 千円	110,673 千円	122,285 千円

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

(追加)

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	99,605	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、当該 見直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については その融通条件により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還 期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをす ることができる。

平成30年 月 日提出

鴨川市長 亀田 郁夫

予 算 に 関 す る 説 明 書

- 1) 予 算 の 実 施 計 画 1
- 2) 予定キャッシュ・フロー計算書 3

1) 平成30年度鴨川市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益の収入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説 明	
						節	金額
1 事業収益			857,547	16,000	873,547		
	1 医業収益		829,984	16,000	845,984		
		7 他会計負担金	62,930	16,000	78,930	一般会計負担金	16,000

支

出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説 明	
						節	金額
1 事業費			857,547	16,000	873,547		
	1 医業費用		837,619	16,000	853,619		
		3 経費	129,094	16,000	145,094	委託料	16,000

資本的收入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 資本的收入			10,088	99,605	109,693		
	1 企業債		8,000	99,605	107,605		
		1 企業債	8,000	99,605	107,605	企業債	99,605

支

出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 資本の支出			20,857	110,673	131,530		
	1 建設改良費		11,612	110,673	122,285		
		2 施設整備費	0	110,673	110,673	医師住宅建設費	110,673

2) 平成30年度鴨川市病院事業会計補正(第1号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益(△は純損失)	0	0	0
減価償却費	30,870	0	30,870
引当金の増減額(△は減少)	1,340	0	1,340
長期前受金戻入額	△ 6,926	0	△ 6,926
有形固定資産除却損	476	0	476
未収金の増減額(△は増加)	△ 13,079	0	△ 13,079
未払金の増減額(△は減少)	△ 11,650	0	△ 11,650
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 333	0	△ 333
業務活動によるキャッシュ・フロー	698	0	698
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 11,612	△ 110,673	△ 122,285
国庫補助金等による収入	2,088	0	2,088
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,524	△ 110,673	△ 120,197
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	8,000	99,605	107,605
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 9,245	0	△ 9,245
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,245	99,605	98,360
資金減少額	△ 10,071	△ 11,068	△ 21,139
資金期首残高	161,237	0	161,237
資金期末残高	151,166	△ 11,068	140,098